

平成21年3月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(行ウ)第2号 損害賠償請求を怠る事実の違法確認等請求事件

口頭弁論終結日 平成20年12月26日

判 決

山形市木の突町1-27-2F 渡邊寛司法書士事務所気付

原 告 市民オンブズマン山形県会議

同 代 表 者 外 塚 功

舟 越 範 夫

山形県米沢市

原 告

山形市

原 告

山形市

原 告

山形市

原 告

山形市

原 告

上記6名訴訟代理人弁護士 佐 藤 欣 哉

長 岡 壽 一

三 浦 元

原告ら(原告市民オンブズマン山形県会議を除く。)

訴訟代理人弁護士 外 塚 功

原告ら(原告高橋敬一を除く。)訴訟代理人弁護士

高 橋 敬 一

山形市松波二丁目8番1号

被 告

山 形 県 知 事

吉 村 美 栄 子

同訴訟代理人弁護士

古 澤 茂 堂

内 藤 和 暁

小 野 寺 弘 行

同 指 定 代 理 人

竹 内 晃

脇 川 清 道

木 村 政 廣

小 佐 野 利 彦

柴 田 和 敏

東京都千代田区大手町二丁目6番2号

被 告 補 助 参 加 人

J.F.Eエンジニアリング株式会社

同代表者代表取締役

岸 本 純 幸

同訴訟代理人弁護士

内 藤 潤

墳 崎 隆 之

直 田 庸 介

大阪市西区北堀江一丁目12番19号

被 告 補 助 参 加 人

株式会社 栗本鐵工所

同代表者代表取締役

福 井 秀 明

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

被 告 補 助 参 加 人

高 田 機 工 株 式 会 社

同代表者代表取締役

寶 角 正 明

上記2名訴訟代理人弁護士

高 橋 善 樹

岡 田 英 夫

鈴 木 伸 佳

東京都江東区豊洲三丁目1番1号

被告補助参加人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

株式会社 I H I

釜 和 明

岩 下 圭 一

佐 藤 水 暁

東京都品川区大崎二丁目1番1号

被告補助参加人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

住友重機械工業株式会社

中 村 吉 伸

錦 徹

大阪市北区西天満六丁目7番2号

被告補助参加人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

日本橋梁株式会社

松 田 彰

中 村 隆

田 邊 昇

武 輪 耕 世

東京都千代田区大手町二丁目6番3号

被告補助参加人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

新日鉄エンジニアリング株式会社

羽 矢 惇

川 崎 隆 司

多 田 敏 明

東京都港区港南二丁目16番5号

被告補助参加人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

三菱重工業株式会社

大 宮 英 明

川 合 弘 造

藤 井 康 次 郎

沼 田 知 之

主 文

- 1 被告が、山形県が発注した一般国道347号三ヶ瀬橋架替工事について、被告補助参加人三菱重工業株式会社及び同日本橋梁株式会社が連帯して不法行為に基づき2851万1000円を支払うよう求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。
- 2 被告が、山形県が発注した町道飯豊川西線飯豊橋橋梁整備（橋梁上部工）工事（県代行）について、片山ストラテック株式会社に対して不法行為に基づき1160万6000円の支払を求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。
- 3 被告が、山形県が発注した主要地方道長井飯豊線中郷橋架設工事（桁製作・架設）について、東網橋梁株式会社に対して不法行為に基づき565万4000円の支払を求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。
- 4 被告が、山形県が発注した一般国道112号出羽大橋架設工事（最上川部桁製作架設工第1工区）について、被告補助参加人JFEエンジニアリング株式会社、トピー工業株式会社及び被告補助参加人住友重機械工業株式会社が連帯して不法行為に基づき8098万7000円を支払うよう求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。
- 5 被告が、山形県が発注した一般国道112号出羽大橋架設工事（最上川部桁製作架設工第2工区）について、株式会社宮地鐵工所、被告補助参加人株式会社IHI及び佐藤鉄工株式会社が連帯して不法行為に基づき5187万2000円を支払うよう求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。
- 6 被告が、山形県が発注した一般県道久保桜線大橋架替工事（桁製作架設工）について、株式会社横河ブリッジホールディングス、松尾橋梁株

式会社及び三井造船株式会社が連帯して不法行為に基づき3566万4000円を支払うよう求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

7 被告が、山形県が発注した一般国道112号出羽大橋架設工事（京田川部桁製作架設工）について、新日本製鐵株式会社及び住友金属工業株式会社が連帯して不法行為に基づき1805万7000円を支払うよう求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

8 被告は、被告補助参加人三菱重工業株式会社及び同日本橋梁株式会社に対して、連帯して2851万1000円及びこれに対する平成17年5月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

9 被告は、片山ストラテック株式会社に対して、1160万6000円及びこれに対する平成17年9月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

10 被告は、東綱橋梁株式会社に対して、565万4000円及びこれに対する平成17年8月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

11 被告は、被告補助参加人JFEエンジニアリング株式会社、トピー工業株式会社及び被告補助参加人住友重機械工業株式会社に対して、連帯して8098万7000円及びこれに対する平成19年3月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

12 被告は、株式会社宮地鐵工所、被告補助参加人株式会社IHI及び佐藤鉄工株式会社に対して、連帯して5187万2000円及びこれに対する平成18年12月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

13 被告は、株式会社横河ブリッジホールディングス、松尾橋梁株式会社及び三井造船株式会社に対して、連帯して3566万4000円及びこれに対する平成18年5月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

14 被告は、新日本製鐵株式会社及び住友金属工業株式会社に対して、連帯して1805万7000円及びこれに対する平成18年5月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

15 原告らのその余の請求を棄却する。

16 訴訟費用はこれを5分し、その1を被告の、その余を原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告が、山形県が発注した主要地方道山形羽入線渋江2号橋架設（桁製作・架設）工事について、被告補助参加人株式会社栗本鐵工所に対して不法行為に基づき6133万6000円の支払を求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

2 被告が、山形県が発注した一般国道347号三ヶ瀬橋架替工事について、被告補助参加人三菱重工業株式会社及び同日本橋梁株式会社が連帯して不法行為に基づき8844万2000円を支払うよう求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

3 被告が、山形県が発注した一般国道458号大蔵橋架替工事について、被告補助参加人高田機工株式会社及び駒井鉄工株式会社が連帯して不法行為に基づき1億3732万9000円を支払うよう求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

4 被告が、山形県が発注した主要地方道尾花沢最上線押切橋架替工事について、

株式会社巴コーポレーションに対して不法行為に基づき2482万7000円の支払を求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

5 被告が、山形県が発注した町道飯豊川西線飯豊橋橋梁整備（橋梁上部工）工事（県代行）について、片山ストラテック株式会社に対して不法行為に基づき3870万6000円の支払を求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

6 被告が、山形県が発注した主要地方道長井飯豊線中郷橋架設工事（桁製作・架設）について、東綱橋梁株式会社に対して不法行為に基づき1824万円の支払を求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

7 被告が、山形県が発注した主要地方道玉川沼澤線市野沢橋架替工事（上部工）について、JST株式会社に対して不法行為に基づき1790万円の支払を求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

8 被告が、山形県が発注した一般国道112号出羽大橋架設工事（最上川部桁製作架設工第1工区）について、被告補助参加人JFEエンジニアリング株式会社、トピー工業株式会社及び被告補助参加人住友重機械工業株式会社が連帯して不法行為に基づき2億7876万円を支払うよう求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

9 被告が、山形県が発注した一般国道112号出羽大橋架設工事（最上川部桁製作工第2工区）について、株式会社宮地鐵工所、被告補助参加人株式会社IHI及び佐藤鉄工株式会社が連帯して不法行為に基づき1億7040万8000円を支払うよう求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

10 被告が、山形県が発注した一般県道久保桜線大橋架替工事（桁製作架設工）について、株式会社横河ブリッジホールディングス、松尾橋梁株式会社及び三

井造船株式会社が連帯して不法行為に基づき1億1881万6000円を支払うよう求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

1 1 被告が、山形県が発注した一般国道112号出羽大橋架設工事（京田川部桁製作架設工）について、新日本製鐵株式会社及び住友金属工業株式会社が連帯して不法行為に基づき6115万2000円を支払うよう求めて損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する。

1 2 被告は、被告補助参加人株式会社栗本鐵工所に対して、6133万6000円及びこれに対する平成16年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

1 3 被告は、被告補助参加人三菱重工業株式会社及び同日本橋梁株式会社に対して、連帯して8844万2000円及びこれに対する平成17年5月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

1 4 被告は、被告補助参加人高田機工株式会社及び駒井鉄工株式会社に対して、連帯して1億3732万9000円及びこれに対する平成18年5月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

1 5 被告は、株式会社巴コーポレーションに対して、2482万7000円及びこれに対する平成17年5月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

1 6 被告は、片山ストラテック株式会社に対して、3870万6000円及びこれに対する平成17年9月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

1 7 被告は、東綱橋梁株式会社に対して、1824万円及びこれに対する平成17年8月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

1 8 被告は、JST株式会社に対して、1790万円及びこれに対する平成17

年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

19 被告は、被告補助参加人JFEエンジニアリング株式会社、トピー工業株式会社及び被告補助参加人住友重機械工業株式会社に対して、連帯して2億7876万円及びこれに対する平成19年3月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

20 被告は、株式会社宮地鐵工所、被告補助参加人株式会社IHI及び佐藤鉄工株式会社に対して、連帯して1億7040万8000円及びこれに対する平成18年12月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

21 被告は、株式会社横河ブリッジホールディングス、松尾橋梁株式会社及び三井造船株式会社に対して、連帯して1億1881万6000円及びこれに対する平成18年5月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

22 被告は、新日本製鐵株式会社及び住友金属工業株式会社に対して、連帯して6115万2000円及びこれに対する平成18年5月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を山形県に支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、山形県が発注したいわゆる橋梁工事（鉄橋上部工事）の入札に際して、被告補助参加人ら（被告補助参加人新日鉄エンジニアリング株式会社を除く）を含む「K会」「A会」と称する組織に所属する会社らが談合（受注調整）をした結果、受注予定者があらかじめ決定され、適正な競争入札がなされていれば形成されたであろう正常な落札価格と比較して不当に高い価格で落札がされ、山形県が損害を受けたにもかかわらず、山形県知事である被告が落札者に対して不法行為に基づく損害賠償請求の行使を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づきその怠る事実の違法確認を、同条

項4号に基づき受注者らに対して損害賠償請求をすること（遅延損害金の起算日は各工事代金支払完了日の翌日）を、それぞれ求めた事案である。

1 前提事実

証拠（括弧書で掲記する。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 当事者等

原告市民オンブズマン山形県会議は、山形県内に事務所を置く権利能力なき社団であり、その余の原告らは山形県の住民である。

被告補助参加人新日鉄エンジニアリング株式会社を除くその余の被告補助参加人ら、株式会社横河ブリッジホールディングス（旧商号株式会社横河ブリッジ）、株式会社宮地鐵工所、駒井鉄工株式会社、松尾橋梁株式会社、トピー工業株式会社、片山ストラテック株式会社、三井造船株式会社、JST株式会社（旧商号日本鉄塔工業株式会社）、新日本製鐵株式会社、佐藤鉄工株式会社、株式会社巴コーポレーション、住友金属工業株式会社及び東網橋梁株式会社（以下、併せて「相手方ら」という。）は、橋梁工事を業とする株式会社であり、下記(2)のとおり、平成15年度又は平成16年度に、山形県の発注する鉄鋼製橋梁工事（鋼橋上部工工事。以下単に「橋梁工事」という。）を、単独又は共同事業体の一員として受注した（被告補助参加人株式会社IHIの旧商号は石川島播磨重工業株式会社である。以下、被告補助参加人らについては「被告補助参加人」の記載を省略し、相手方ら及び新日鉄エンジニアリング株式会社については、商号変更の前後を問わず現在の商号により表記し、「株式会社」の記載を省略する。）。

新日鉄エンジニアリングは、平成18年7月1日、新日本製鐵から、橋梁工事を含む同社のエンジニアリング事業に関する権利義務を吸収分割により承継した。当該吸収分割においては、分割前に同事業に関して新日本製鐵が行った行為について分割後に同社を相手方として損害賠償請求訴訟が提起さ

れた場合には、新日鉄エンジニアリングが、その費用で実質的に訴訟を遂行し、その結果金銭の支払が必要となった場合にはこれを負担するものと合意されている。

(2) 本件各工事等

山形県は、平成15年度（同年4月から翌年3月までをいう。以下同じ。）及び平成16年度に、25件の橋梁工事を競争入札の方法で発注した。これら25件の工事名、入札年月日、予定価格、入札参加企業、落札企業、落札価格及び落札率（落札価格を予定価格で除して百分率で表した数値）は、別紙1工事一覧表訂正表記載のとおりである（ただし、入札参加企業及び落札企業は、入札当時の名称であり、略称である。また、予定価格及び落札価格は消費税額を含まない金額である。）。

このうち、同表の「監査請求の工事」欄に丸印の付された各工事について、山形県が工事代金を支払った相手方（落札企業に同じ。）、最終的な工事代金（消費税相当額を含む。）及び支払完了日は、別紙2代金支払一覧表記載のとおりである（乙1の1ないし乙11の2。ただし、「相手方」欄に複数の者が記載されている場合の相手方はこれらの者による共同企業体である。以下、別紙2記載の工事を、同別紙の「番号」欄の番号を付して、「本件工事1」「本件工事2」などといい、これらを「本件各工事」と総称する。）。

(3) 住民監査請求及び訴訟提起

ア 原告らは、平成18年1月12日、山形県監査委員に対し、本件各工事において談合があったとして、相手方らに対し損害賠償請求権を行使するなど必要な措置を講ずることを求める住民監査請求を行った（甲1）。

山形県監査委員は、同年3月8日、上記住民監査請求につき、「談合が存在するとの確証を得られない現状であり、県が損害を受けているとは認められない」などとして、これを棄却した（甲5の1、2）。

イ 原告らは、同年4月6日、上記監査結果を不服として、本件訴えを提起

した。

被告は、同年5月30日、当裁判所に本件訴訟についての訴訟告知書を提出し、当該訴訟告知書の副本は、宮地鐵工所、三井造船、東網橋梁及びトピー工業については同年6月2日、日本橋梁及び高田機工については同月3日、その余の相手方らに対しては同月5日に、それぞれ送達された。

(当裁判所に顕著な事実)

(4) 公正取引委員会の処分及び刑事判決（甲2の2ないし5，甲6，7）

公正取引委員会は、平成17年9月29日、相手方らを含む45社が遅くとも平成14年4月1日以降、国土交通省関東地方整備局、同東北地方整備局、同北陸地方整備局（以下、これらを併せて「三地整」という。）及び日本道路公団（当時）の発注する橋梁工事についてそれぞれ談合を行っていたとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）48条2項の規定に基づき排除勧告を行った。

その後、三地整及び日本道路公団の発注する橋梁工事にかかる談合については、平成18年3月27日に公正取引委員会の課徴金納付命令が、同年11月10日には東京高等裁判所において独占禁止法違反の罪による有罪判決がなされている（ただし、課徴金納付命令の対象事業者及び刑事判決の被告会社は、相手方すべてを含むものではない。）。

(5) 山形県は、平成19年3月16日から平成20年8月22日まで、8件の橋梁工事について競争入札を行った。この8件の工事名、入札日、予定価格、落札価格及び落札率は、別紙3平成19年3月以降の工事一覧表記載のとおりである。（戊7ないし14）

2 争点

本件の争点並びにこれに対する当事者及び被告補助参加人らの主張は以下のとおりである。

(1) 本件各工事における談合の有無

(原告らの主張)

ア 鋼橋業界においては、国内の大手及び中堅の鋼橋メーカーが、東日本においてはA会とK会、西日本においてはK会とN会と呼ばれる談合組織に所属しており、駒井鉄工、トピー工業、片山ストラテック、東綱橋梁、栗本鐵工所、高田機工、JST、佐藤鉄工、巴コーポレーション及び住友金属工業はA会に、その余の相手方らはK会に、それぞれ所属していた。

A会及びK会は、それぞれの総会において常任幹事・副常任幹事（K会）、代表世話役・世話役（A会）と呼ばれる担当者を選任し、これらの担当者に受注予定者の決定を一任していた。個別の工事については、双方の担当者が、ワークと呼ばれる会合を開催して、過去の受注高の平均値等を勘案して落札予定者を決定し、会員各社は、当該年度の常任幹事（代表世話役）及び副常任幹事（世話役）の決定に従って入札に参加することとされていた。

イ K会及びA会においては、本件各工事のすべてを含むすべての橋梁工事においてワークにより受注予定者を決定していた。平成15年度及び平成16年度における具体例として、別紙1工事一覧表訂正表記載の工事の一部において受注予定者を決定したワークの日は、以下のとおりである。

(ア) 別紙1工事一覧表訂正表番号4の工事

平成15年6月27日

(イ) 別紙1工事一覧表訂正表番号5の工事（本件工事2）

平成15年7月1日

(ロ) 別紙1工事一覧表訂正表番号6の工事

平成15年3月17日

(ハ) 別紙1工事一覧表訂正表番号9の工事

平成15年10月21日

(ニ) 別紙1工事一覧表訂正表番号10の工事

平成15年11月25日

(カ) 別紙1工事一覧表訂正表番号14の工事(本件工事3)

平成16年6月24日

(キ) 別紙1工事一覧表訂正表番号16及び17の工事(本件工事5及び6)

平成16年6月24日

(ク) 別紙1工事一覧表訂正表番号20ないし23の工事(本件工事8ないし11)

平成16年7月7日

(ケ) 別紙1工事一覧表訂正表番号24の工事

平成15年10月21日

(被告の主張)

本件各工事における談合の有無は不知。ただし、本件工事6については、入札日が原告らの主張するワーク日以前の平成16年6月3日であり、矛盾する。

(2) 談合による損害発生の有無及びその額

(原告らの主張)

ア 公正な競争の下で競争入札が行われる場合には、入札の各参加者は、自社のコストと他社の入札価格の予想を基に、どの程度の利益を乗せるか、どうしても欲しい工事であるから赤字で応札するかなど、戦略的な判断を行うのであって、逆にいうと、各社がそのような判断をして入札することにより、公正な競争が成立するのである。

本件各工事は、落札価格の下落防止のために行われた談合によってあらかじめ決定された受注予定者が落札価格を定めていたものであるから、受注予定者は、不自然に予定価格に近接した落札価格により談合が発覚しないように留意することのみを心がければよかつたのである。したがって、談合がなされたことそれ自体によって、公正な競争によって形成されたで

あろう価格より高額で落札されていたことは明らかであり、山形県に損害が発生したこともまた明らかである。

イ 本件各工事において談合が存在せず適正な競争入札がなされたならば、落札価格は、以下のとおり、予定価格の80パーセント以下になっていたはずである。そして、落札後に追加工事等によって山形県が支払った工事代金額が変動していたとしても、それは実額計算されているはずであって損害額に影響を及ぼさないから、談合によって山形県が受けた損害額は、実際の落札価格と予定価格の80パーセントの金額との差額となる。

(7) 株式会社東京鐵骨橋梁におけるK会の主担当者であった戸田捷三は、検察官に対し、談合をせずに競争が行われれば予定価格の8割くらいが落札価格の相場となり、株式会社東京鐵骨橋梁もそのくらいの金額で入札に臨まなければならないだろうと考えていたと供述している。

また、高田機工におけるA会の主担当者であった林信行も、談合を全く行わずに入札するとすれば、自分であれば予定価格の85パーセント前後に入札価格を決める、最低制限価格が設定されていない場合でその工事を本当に受注したいと考えるなら予定価格の80パーセント未満の価格で入札することも十分あり得る、などと供述する。

(8) K会及びA会では、談合に協力する地方業者については、当該地方自治体が現場となる橋梁工事の約3割について地元業者を、約7割についてK会やA会の会員業者を受注予定者とするという方針を有しており、この方針を前提とすると、別紙1工事一覧表訂正表記載の工事の内、同表4番、9番及び10番の各工事については、K会及びA会が受注を目指して談合しており、かつ実際には競争原理が働いた工事であることが推認できるのであって、その落札率はいずれも80パーセント以下である。

(9) 公正取引委員会は、平成17年6月20日の記者会見において、「過

去の違反事例について実証的に不当利得を推計したところ、平均して売上額の16.5%程度、約9割の事件で売上額の8%以上の不当利得が存在するという結果が得られた」との見解を公表している。

(エ) 平成15年度及び平成16年度に山形県が発注したすべての建設工事に関して適用されていた約款は、当該工事について公正取引委員会による談合の審決を受けたときなどには、その請負企業に、山形県に対して請負代金額の10パーセント相当額の賠償金の支払を義務付けている。この規定は、少なくとも、山形県がその金額を損害として受けることを想定して定められたと考えられる。

ウ（後記被告補助参加人らの主張ウ(イ)に対して）

本件工事8の工事においては、入札参加要件として「平成6年度以降において、国（公団及び事業団を含む）又は地方公共団体が発注した支間長5.2m以上の送出し架設区間を有する鋼連続箱桁道路橋（自転車橋及び歩道橋を除く）の工場製作工事に従事した経験を有すること」との要件を満たす主任技術者等を配置し、現地架設工事についても同様の経験を有する主任技術者等を配置しなければならず、更に、特定共同企業体の代表者以外も、送出し架設工事を元請として施工した実績を有することなどが定められており、本件工事8の入札に参加する企業は、いずれも送出し架設工法の実績を有することが条件となっているのであって、実際にも、本件工事8の入札参加者は、いずれも日本を代表する大手の橋梁メーカーであり、JFEエンジニアリングが他の入札業者よりも優位な地位にあるとはいえない。

また、本件工事8の送出し架設に必要な手延べ機については、入札当時保有していないとしても、新規にこれを製作して、本件工事8以外にもこれを用いて減価償却すればよいのであるから、当該手延べ機を保有しているか否かで工事原価が大幅に異なるものではない。現に、本件工事8の入

札においては、条件を充たす手延べ機を保有しているとされる松尾橋梁を代表者とする共同事業体の入札価格は、15億9500万円であって、これを保有していない宮地鐵工所、IHI及び佐藤鉄工の共同事業体の入札価格である15億9400万円よりも高額である。

(被告補助参加人らの主張)

(各主張につき、主張した被告補助参加人を括弧書きで掲記する。)

ア 本件各工事に共通の主張

(7) (JFEエンジニアリング、新日鉄エンジニアリング) 一般的に、談合行為が存在した場合であっても、必ずしもその事実だけから発注者に損害が発生するわけではない。仮に談合行為がなければ現実の落札金額よりも低価格で落札された可能性はあるが、それは抽象的な可能性にとどまる。

(4) (JFEエンジニアリング、新日鉄エンジニアリング、三菱重工業、日本橋梁) 別紙1工事一覧表訂正表記載の工事には、K会及びA会の会員以外の企業が入札に参加した工事においても95パーセント以上と高い落札率となったものが多く、K会及びA会の会員が入札に加わっていない同表2番の工事や、原告らの主張によっても談合に協力しなかったという矢田工業が入札に参加した同表11番の工事においても、落札率は95パーセント以上である。

(7) (三菱重工業、日本橋梁) 橋梁談合が発覚してから、各社は談合から離脱することを表明しているところ、その後の平成19年3月以降の山形県発注にかかる橋梁工事においても、落札率が80パーセント以下であったのは8件中2件にとどまり、残る6件は、82.50パーセントから96.90パーセントの間に散在している。

(5) (JFEエンジニアリング、IHI、三菱重工業、日本橋梁、栗本鐵工所、高田機工、新日鐵エンジニアリング) 自由競争により競争入札が行

われた場合の落札率は、難易度、工事内容の専門性等によって、個別工事ごとに異なってくるものであるところ、原告らの主張イ(7)の各供述は、本件で問題となる個々の工事の個別事情を前提としない単なる推測に基づく一般論であり、それぞれの会社の正式な意思決定を経たものではない個人的な見解であるから、その内容をそのまま本件各工事において談合による損害の認定に利用することはできない。

- (カ) (JFEエンジニアリング、住友重機械工業、三菱重工業、日本橋梁) 山形県発注の工事における予定価格は、所定の算定根拠に基づき山形県自らが設定した合理的な価格であり、昨今緊縮財政への要請が強い地方公共団体においては、適正価格と比較してもかなり厳しめに設定されていることが多いから、それ自体、当該工事の工事費として合理的な価格の範囲内にあり、そのような予定価格以下の価格で工事を落札すること自体は何ら責められるべきものではないし、これによって不当な損害が発注者に生じるものではない。

また、企業は、商品の品質や性能の確保のためにも、できる限り利潤を確保できる価格で落札しようと努めるものであるから、予定価格近くで一番低い価格で落札することを目指すものである。したがって、自由競争下でも、落札価格は自ずと予定価格に近似する傾向となる。

特に、本件各工事を含む山形県発注の橋梁工事においては、事前に予定価格が公表されていたのであるから、落札価格が予定価格と近似することには何ら不思議はない。

- (キ) (IHI、三菱重工業、日本橋梁、栗本鐵工所、高田機工) 本件各工事の契約において定められた賠償額の予定は、談合等の不正行為に対する抑止効果を目的とするものであって、実際に発生する具体的損害とは無関係である。

- (ク) (JFEエンジニアリング) 原告は民事訴訟法248条による損害額の

評価の基礎となる事情を何ら主張していないから、このような場合に安易に同条を用いて損害額の認定を行うことは許されない。

(ク) (J F Eエンジニアリング) 談合による損害額の算定に当たり、契約された工事代金額や実際に山形県が支払った工事代金額を基準とするとしても、消費税相当額については、何らJ F Eエンジニアリングの利得になっておらず、また、原告が損害額について何ら主張立証を尽くしていない点に照らしても、損害額の基準に算入されるべきではない。

(ケ) (J F Eエンジニアリング, I H I, 栗本鐵工所, 高田機工) 原告は、損害額算定の基準となる数値として入札時の落札価格を挙げているが、その後契約金額が変更されている場合は、増額の際は明らかに追加工事によるものではないと認められない限り当初契約金額によるべきであり、減額の場合は減額後の金額によるべきである。

イ 本件工事2に関する個別主張 (三菱重工業, 日本橋梁)

(ア) 本件工事2の予定価格は、その算定に当たり、必要なクレーンの規模、鉄板基礎の要否、仮棧橋の杭基礎の数量、橋体の総重量の計算等を誤っており、入札前の限られた時間での試算によっても、少なくとも3850万円以上過少に積算されたものであった。このことは、その後三菱重工業及び日本橋梁から指摘を受けて、山形県もこれを認めている。

(イ) 三菱重工業及び日本橋梁が本件工事2を行うために要すると見積もられたコストは、5億4776万8000円であり、公表されていた予定価格である5億3694万7000円を上回っていたのであって、本件工事2の落札価格である5億1800万0000円は、客観的にも極めて競争力が高く、談合がなく自由競争が行われていたとしても、これを下回る金額での入札が行われたと想定することはできない。

ウ 本件工事8に関する個別主張 (J F Eエンジニアリング)

(ア) 本件工事8の入札日には、他に2件の工事の入札が重なっており、こ

の3件の予定価格の総額は34億3502万円にも及ぶのであって、そのすべてを落札する意欲又は能力を有する企業はほとんど存在せず、完全な自由競争が成立するほどの状況にはなかった。

- (4) 本件工事8では、「送出し架設」という特殊な工法が指定されていたが、JFEエンジニアリングは、同種の架設実績を数多く有しており、また、同社の子会社であるJFE工建株式会社が、当該架設工法の施工に不可欠な手延べ機（本件工事8の入札時において、当該工事の規模及び工法に見合った手延べ機を保有していた企業は、4社しかなかった。）やベントを保有していたことから、他社が施工する場合に比べ、コスト競争力も格段に高く、本件工事8の入札において総合的に優位であった。

なお、本件工事8に必要な手延べ機を新たに製作して入札に参加することも考えられるが、工作機械の減価償却費は一般的に定率法により計算され、同様の手延べ機であっても新たに製作したものの方が工事原価に組み入れるべき減価償却費は割高になるし、当該工事を受注できなかった場合にこの減価償却費が即座に損失になるというリスクもあり、また、無借金経営でもない限り手延べ機製作のための資金調達のため借入金利が必要になるなど、コスト競争において不利になること、また新たに手延べ機を製作したのでは工期に間に合わない可能性があることなどからすれば、入札時点において既存の手延べ機を保有している企業が有利であることは明らかである。

また、本件工事8は、国内の自治体が発注するものとしてはまれな規模の工事であり、国内外で大型工事の施工実績を数多く有するJFEエンジニアリングは、他社に比べ、本件工事の入札において優位であった。

- (5) 本件工事8は、上記(4)のような大規模な工事であったため、厳しい入札参加資格が設定されており、その結果、入札の参加者はすべてK会及びA会の会員であり、いわゆるアウトサイダーはそもそも参加できな

かったものであるから、原告らの主張するような低価格競争は想定できない。

第3 当裁判所の判断

1 談合の有無について

(1) 認定事実

証拠（甲6ないし14）によれば、以下の事実が認められる。

ア 談合の基本合意

(7) 橋梁業界においては、「K会」及び「A会」という橋梁工事を業とする会社による団体があり、K会には、横河ブリッジホールディングス、宮地鐵工所、株式会社サクラダ、瀧上工業株式会社、日本橋梁、松尾橋梁、IHI、川崎重工業、JFEエンジニアリング、新日本製鐵、住友重機械工業、日立造船株式会社、三井造船、三菱重工業、株式会社東京鐵骨橋梁ほかの17社が所属しており、A会には、川田工業、栗本鐵工所、高田機工、片山ストラテック、川鉄橋梁鉄鋼株式会社、駒井鉄工、佐藤鉄工、トピー工業、日本車輛製造株式会社、JST、株式会社ハルテックほかの30社余りが所属していた。

橋梁工事について、K会及びA会では、発注元ごとにそれぞれあらかじめ定められた方法で受注予定者（「チャンピオン」「チャン」「本命」などと呼ばれていた。）の決定及び当該告知がなされ、当該方法によって受注予定者である旨連絡を受けた者を受注予定者として、その他の入札参加者は、受注予定者から指示を受けた金額（又はそれ以上の金額）で入札することにより、受注予定者の受注に協力する方法による談合を行うことが了解されていた。

また、K会及びA会においては、談合の維持のため、談合の発覚を防止するための工夫や、矢田工業株式会社（以下「矢田工業」という。）などの談合に協力しない業者への対策などが合意されていた。後者につ

いては、例えば、矢田工業が参加する入札においては、当該業者を業界から排除するため、受注予定者は採算を無視してでも低い金額で入札し、またK会及びA会の会員は矢田工業とは取引しないこととされていた。

- (4) K会及びA会は、それぞれ毎年1回、年度末に会員各社が参加する総会を開催していた。これらの総会では、談合を継続するに当たって、談合方法の確認や変更、談合に非協力的な業者（アウトサイダー）に対する対策、談合発覚の防止策等について協議や確認をした上で、次年度の談合の中心となる常任幹事（K会、A会各1名。A会では「代表世話役」と称した。）及び副常任幹事（K会、A会各2名。A会では「世話役」と称した。）が選任されていた。

総会での常任幹事及び副常任幹事を選任することは、会員各社において、次年度も、常任幹事及び副常任幹事を中心として、発注元ごとに定められた従前同様の方法で受注調整を行うことを承認し、その受注調整の結果に従うという意思の表明という意味を有していた。

K会及びA会では、会員各社において、各会において談合を行う担当者が複数名おり、中心になる担当者を主担当者又は一番手、その余の担当者を副担当者又は二番手等と呼んでいたが、上記のような重要な意味を有する総会には、原則として主担当者（一番手）が出席することになっていた。

- (5) K会は、平成15年3月17日に平成14年度の総会を開催し、同年度の常任幹事である横河ブリッジホールディングス（主担当者は横山隆（以下「横山」という。））並びに同副常任幹事であるJFEエンジニアリング（主担当者は西英隆）及び株式会社東京鐵骨橋梁（主担当者は戸田捷三）をいずれも平成15年度の正副常任幹事として再任した。また、平成16年3月23日に平成15年度の総会を開催し、常任幹事の横川ホールディングスを再任し、副常任幹事には新たに宮地鐵工所（主

担当者は中山忠哲)及びIHI(主担当者は清宮正美)を選出した。

A会は、平成15年2月18日に平成14年度総会を開催し、平成15年度の代表世話役として川田工業(主担当者は清水賢一)、世話役として高田機工(主担当者は林信行)及び栗本鐵工所(主担当者は竹田良司)をそれぞれ選出した。また、平成16年3月23日に平成15年度の総会を開催し、平成15年度の代表世話役及び世話役2社をいずれも再任した。

イ 発注元ごとの談合方法の例

K会及びA会において定められていた橋梁工事の受注予定者の決定方法には、平成15年度及び平成16年度においては、以下のようなものがあった。

(7) 三地整

三地整が発注する橋梁工事に関しては、以下のような手法で談合が行われていた。

① 受注予定者決定の基準は、地方整備局ごとに、各社の昭和63年度から平成4年度までの5年間の鋼重量(工事に使用される鉄鋼の重量)の平均値(ベンチマーク)を計算し、その数値に、平成5年度からの経過年数を乗じた上で、当該会社の平成5年からの受注鋼重の累計と比較して、不足分が大きく、又は過剰分が少ない会社を優先して受注予定者とする「過不足」の基準を主として、近時の受注実績や会社の格なども補充的に基準としていた。

② 実際の受注予定者の決定に当たっては、K会及びA会においてそれぞれ常任幹事(代表世話役)及び副常任幹事(世話役)の会合により各会の案を作成した上で、両者の常任幹事、副常任幹事、代表世話役及び世話役の6社によるワークと呼ばれる会合において、受注予定者を決定し、その後追加工事の発注など事情の変更があれば、再びワー



クを開いて、受注予定者を変更したり一旦取り消したりした上、最終的に決定した受注予定者には、K会の代表幹事及びA会の代表世話役からその旨を伝えていた。

(4) 日本道路公団（当時）

当時の日本道路公団が発注する橋梁工事については、日本道路公団の元理事であり横河ブリッジホールディングスの顧問であった神田創造が受注予定者を決定し、同人からこれを伝えられた担当者（少なくとも平成16年10月5日以前はIHIの主担当者であった清宮正美）が、当該受注予定者にその旨を伝えていた。

(5) 地方自治体

K会及びA会では、地方自治体発注の橋梁工事についても談合を行っていたが、地方自治体ごとに受注予定者を決定する担当者や決定の基準は異なっていた。例えば、埼玉県、群馬県及び新潟県においては、三菱重工業の主担当者であった田中隆が、発注者の意向を探るなどした上で、過去の受注実績、工事の規模及び工法などを基準として工事が発注される都度受注予定者を決定し、これをK会の常任幹事の主担当者であった横山を通じて受注予定者に伝えていた。

(2) 山形県発注の橋梁工事について

ア K会及びA会に関して前記の刑事事件において東京地方検察庁に領置された資料の中には、以下のとおり、山形県発注の橋梁工事に関すると考えられる記載が存在する（ただし、送付囑託により送付された文書であり、一部マスキングが施されているため、当該部分は「(抹消)」で表す。甲8, 11)。

(7) K会常任幹事の主担当者であった横山からA会代表世話役の主担当者であった清水賢一に平成16年秋ころに交付された「基本方針及び運営方法について」と題する文章綴り

① 「H8-3月・宮城・山形県の整理 意向、整理がなされなくなったので入札日を基準としたローテーションとする。勿論、Aクラス、Bクラスといった常識的な線は守っていく。また実績のないところは入れない」

② 「H13・11/16 ワークで確認「山形県土木部物件の調整」

1. 地元向けは概ね100t前後を境に配慮する（官側が考えていたと耳にしている/某） 2. 平成16年度以降からは平成5年度以降即ち、イ)指名Mの中で一番受注機会が古かったところがチャン、ロ)㊦、㊧と変遷し誕生日によるローテーションという流れから 一方当局からは「そうした単純な㊦側の整理は子々孫々に残さねばならないインフラ整備に不安だ。例えば（抹消）のような会社が簡単に応募してきて、粗雑工事をされたのでは困る。平成16年度からは工事内容に沿ったバリアーを設けるので、相応の会社に仕事をしてもらいたい」という強い要望があった。そこでワークとしては緊急に資料を整備し、①S、53度からH4年度迄（国交省BMの考え）の県の実績、②鋼橋上部の点数、③ローテーションという枠（今年度はJV工事を入れると21工区あり、20番、21番目にある会社はその枠にあり受注を期待している筈。それを無視出来まい。）を考えながら割付けることになる」

(4) 横山が作成した、ワークの結果等を記載したノート（以下「横山ノート」といい、下記の記載については「横山ノート①」などという。）

①「平成14年度②H14.10/21～」と題したものの42ページ
「H15・3・17 H14年度 総会、幹事会 1600於 三菱
巢鴨養和クラブ」

「そういう中で山形県から㊦予定3/18、㊧。「古口大橋自歩道橋
架設工事（桁製作工）」が公告された。」

「今回は桁製作が範囲だが架設時に（公団・事業団を含む）国又は地方公共団体から過去スパン6.3m以上の連続鉄桁の製作及び手延べ送り出し架設の元請けとしての実績を有することとあった。この公告に対し「厳し過ぎて応募出来ない！！」「緩めて欲しい！！」などと申し入れ行く我々の仲間が居たと聞いた。県では「矢田対策のため、皆さんが矢田を排除出来ないか？と言ってくるから条件を付しているのに理解出来ない」と困惑している。構造に依っては致し方ない。皆さんの中には居ないと思うが今後そういう動きは無いように」

- ② 「平成15年度 H15・3/26～」と題したものの21ページ
「15・6・27 ワーク。於：③ 1000 清水（泉沢）、林、竹田、戸田、西、横山（原）」
「2. 山形県・村山総合、「紅はなの丘地区広域営農団地農道整備8工区」159t ④6/26 1330 事前公表：¥113,999,000（税抜） 日造、松尾、三井、IHI、宇部、川田、栗本、コミヤマ、佐藤、トピー、矢田 ※矢田が○とのことで宇部は75%で応札 ¥85,499,250-で落札（6/27. 泉沢氏）」

- ③ 同28, 29ページ

「15・7・1 ワーク。於JFE 清水、戸田、西、横山」
「6. 山形県「三ヶ瀬橋」751.500, ⑤. 〆切7/11, 2社JV ⑥¥536,947,000-（税抜） 三菱×日橋 ※1. 比率について事前に7:3などと横山、戸田、清水に電話で頼み込んできている。非常に不敬な話だ。ワークに対して何を考えているのか？」

※2. 山形のローテーションは単に順番を待っている状況。簡単に言えば、糞も味噌も一緒。JVも本来なら50:50の対等でもおかしくない。 →実績をチェックし、7/7（月）ワークで最終決定する。横山案：55:45」

④ 同58ページ

「15・10・21 於栗本. ワーク. 1000清水. 泉沢. 林. 竹田. 戸田」

「5. 山形県. 庄内総合「荒沢2号橋」⊖124t:地元とする 東北電機が川田にお願いしてきたが, 東北鉄骨の佐々木(常)に地元で調整するよう伝えた」

「6. 山形県. 村山総合「落合橋」⊖157t ㄨ切10/17 日車は昭和62年まで実績があったがH3途中から㊦ローテーションになってから㊦が入らなくなった-近岡を使って嫌われた? 1) くそも味噌も一緒にしない配分を考えよう 2) 過去の実績からこの程度の物件なら致し方ない 日車」

⑤ 「平成15年度」と題するものの10ページ

「15・11・25 ワーク. 清水. 林. 戸田. 川上. 横山 1. 山形県農政部「入間沢橋」⊖ ㊦11/28. 1000 川重. IHI. 川田. ㊦ 矢田の参加. 東北鉄骨佐々木常務, 東開半澤(取)にConf. も掴めず, 但し1合成トラス. Max支間長70m以上であること 2㊦がテーブルエレクション 3合成床版:施工にあたって材料検査. 製品検査 設計図. 数量. 設計計算書……etc提出義務を勸案すると, 参加しない!! 二種の㊦を持参対応 矢田の姿なし →通常 //見たら→川重の原価」

⑥ 「平成15年度」と題するものの15, 16ページ

「16・6・24 ワーク於㊦. 1600 中村(清宮代), 玉野(中山代), 林, 清水, 横山」

「4. 山形県, 置賜総合「中郷橋」 158.9t ⊖ ㄨ切7/15/14のシミュでは発注が9月で7/7迄指停なのでNSCだった 東綱に変更」

「5. 今後の山形の小物件→地元向け 本合海1号橋 130t 飯豊橋 2社JV 390t 片山×東北電機 荒沢2号橋 125t →京田川橋 2社JV 400t NSC×日塔 55:45」

⑦「平成15年度」と題するものの17ページ

「16・7・7 ワーク於③ 1300 清水, 泉沢, 林, 竹田, 清宮, 中山, 川上, 横山」

「3. 山形県 1) 出羽大橋1工区 〆切7/22 ③1, 543t ③3, 396t JFE×トピー×住重 617t×463t×463t 40:30:30 2) 同上2工区 1, 853t IHI×宮地×佐藤 741t×556t×556t 40 30 30 3) 大橋(長井, 桜大橋) 〆切7/14 1, 243t ③×松尾×三造 497t×370t×370t 40:30:30 4) 京田川 408t NSC×日塔住金 224t×184t 55:45 8/2ワークで変更」(「日塔」の文字は, ×印で抹消されている。)

イ 基本合意について

(7) 前記前提事実及び前記(1)で認定した事実を上記ア(7)及び(イ)の各記載を併せると、K会及びA会においては平成14年度以前から山形県発注の橋梁工事についても予め受注予定者を決定することがあり、少なくとも一部の工事については受注予定者をK会及びA会の常任幹事及び副常任幹事によるワークで決定して、常任幹事又は副常任幹事において受注予定者に連絡がなされていたこと、平成14年度及び平成15年度の各総会において、山形県発注の橋梁工事について翌年度も談合を継続するという基本合意がなされた事実が認められる。

(イ) 上記(7)の認定について補足的に説明すると、以下のとおりである。

① 上記ア(7)の記載は、山形県が発注する橋梁工事についての受注予定者決定の基準を記載したものであると認められる。

② 横山ノート①の記載は、平成14年度のK会総会において、山形県が発注した工事（「今回は桁製作が範囲だが架設時に……実績を有すること」という記載からすれば、これ以降の記載はこのとき公告された「桁製作工」ではなくその後公告された「桁輸送、架設工」すなわち別紙工事一覧表訂正表の番号6の工事を指すとも考えられるが、いずれにしても、山形県発注の橋梁工事であることに変わりはない。）について談合合意の一部というべき矢田工業の排除に関する事項を確認したものであると認められる。

③ 前記(1)ア(i)の事実によれば、K会及びA会の総会においては、常任幹事及び副常任幹事の選任が従前同様の談合の継続を合意する意味を有していたのであるから、その選任が行われた平成14年度及び平成15年度の各総会においては、従前から行われていた談合（山形県の発注に係るものを含む。）の継続の合意がされたといえる。

④ 横山ノートの記載によれば、山形県発注の複数の橋梁工事の受注予定者の決定が、ワークの場で行われていたことが認められる。例えば、横山ノート③の記載は、橋の名称、予定価格及び落札業者がすべて一致する本件工事2についての記載と認められるところ、当該記載は、当該工事の入札日（平成15年8月1日）より前の同年7月1日のワークについてのものであり、また記載内容から、この時点で一応受注予定者が決定しており、共同企業体（JV）の比率を含めた最終的な決定が同月7日のワークで行われる旨が記載されている。

ウ 個別工事にかかる談合の有無について

(ア) 本件各工事の内、以下の工事については、横山ノートによれば、入札日より前のワークにおいて既に、後に落札した企業が特定されているから、当該工事について談合が行われたと認められ、この認定を覆すに足りる的確な証拠はない（当該ワークの開催日及びその根拠となる横山

ノートの記載部分を括弧書きで掲記する。)

- a 本件工事2 (平成15年7月1日, 横山ノート③)
 - b 本件工事6 (平成16年6月24日, 横山ノート⑥)
 - c 本件工事8ないし10 (同年7月7日, 横山ノート⑦)
 - d 本件工事11 (同年8月2日, 横山ノート⑥及び⑦)
- (イ) 本件工事5については, 横山ノート⑥において, 実際の落札者である片山ストラテック及び東北電機が特定されている。横山ノート⑥に係るワークの開催日は平成16年6月24日であり, 本件工事5の入札日である同月3日の後であるが, 同所における本件工事5を含む3つの工事の記載(横山ノートの内「平成15年度」と題するものの16ページ第2行ないし第4行)は, その後の「→京田川橋 2社JV 400t NSC×日塔 55:45」という記載からすれば, 「京田川橋」すなわち本件工事11の受注予定者を決定する資料としてそれ以前の工事のことを記載したものであると考えられる。

そして, 上記(2)ア(ア)の記載によれば, 当時の山形県発注の橋梁工事における談合の受注予定者決定の基準は, 過去の実績と入札日によるローテーションが関係していると考えられるところ, 本件工事11の受注予定者決定の資料として本件工事5の落札者が考慮されたことからすれば, 本件工事5もまた, 本件工事11同様の談合の仕組みの中で受注予定者が決定されていたと考えるのが自然である。

そして, 本件工事5を落札した共同企業体の一員である片山ストラテックが, 本件訴訟について訴訟告知を受けたにもかかわらず同工事に係る談合の有無について何ら反論していないことを併せれば, 本件工事5もまた, 談合によってあらかじめ受注予定者が決定されていたと認めるべきである。

- (ウ) 本件工事1, 3, 4及び7については, 横山ノートに記載があるとは

認められない。この点につき、原告らは、横山ノート⑥の「本合海1号橋」という記載が本件工事3のことを指すと主張するが、この記載が同工事（工事名「一般国道458号大蔵橋架替工事」）といかなる関係を有するかは明らかではなく（当該工事の現場は大蔵村合海にあるが、この事実のみによってこの記載が本件工事3を指すと認めることはできない。）、また、横山ノート⑥には各工事の鋼重量と考えられるトン数の記載があるが、本件工事5（予定価格2億2661万7000円）を指すと認められる「飯豊橋」が「390t」、本件工事11（予定価格3億7231万円）を指すと認められる「京田川橋」が「400t」であるのに対し、「本合海1号橋」は「130t」であり、予定価格8億2208万8000円の本件工事3を指すとは考え難い。

これらの横山ノートに記載が認められない工事についても、本件において証拠として提出された横山ノートが一部にすぎないことからすれば、談合が行われた事実がなかったということとはできない。しかし、平成15年度及び平成16年度に山形県が発注したすべての橋梁工事について談合が行われたと認めるべき的確な証拠はなく（これらの工事における落札率は93.31パーセントから96.47パーセントと比較的高率であるが、前記前提事実(5)で認定したとおり、K会及びA会による談合が行われなくなったと考えられる平成19年3月以降に入札が行われた橋梁工事についても、96.90パーセントとより高い落札率の工事が存在するのであって、この落札率のみによって談合の存在を推認することはできない。また、K会及びA会により談合が行われていた発注先についても、上記(1)イ(イ)及び同(ウ)のように、必ずしもすべてがワークによって決定されていたものでもない。）、これらの工事について受注予定者の決定をした個別談合の事実については証拠がないというべきであるから、これらの工事の落札者が本件訴訟について訴訟告知を受け、

それにもかかわらず談合の存在について何ら積極的に否認又は反論をしていないことを踏まえてもなお、これらの工事については、結局、談合が行われたことを認めることはできない。

(3) まとめ

以上より、本件各工事のうち、本件工事2、5、6、8ないし11については談合の事実が認められ、各工事を落札した相手方らは民法709条（共同企業体で落札した相手方らについては民法719条）に基づき山形県に対して不法行為責任を負うが、本件工事1、3、4及び7については、談合の事実は認められず、各工事を落札した相手方らは山形県に対して不法行為責任を負わない。

2 損害発生の有無及び額について

(1) 損害発生の有無について

競争入札において価格の下落を防止するために談合が行われた場合には、談合により決定した受注予定者は、他の入札参加者の入札価格を考慮することなく、できるだけ予定価格に近い価格で入札すればよいことになる。

したがって、競争入札において価格の下落を防止するために談合が行われ、かつ落札価格が予定価格に近似している場合には、落札者が他の業者に比べて価格競争において圧倒的に有利であり、予定価格が不合理な算定方法により不当に低く定められ、又は予定価格が一般的な業者の原価を下回るものであったなど、自由競争が行われた場合であっても実際の落札価格より低い価格での入札がなされたことが想定し難いような特段の事情のない限り、実際の落札価格は談合がなく自由競争が行われた場合に成立した落札価格よりも低く、発注者にはその差額に相当する損害が生じたと認めるべきである。

なお、被告補助参加人らは予定価格自体が合理的な価格の範囲内にある旨主張するが、一般的には合理的な価格の範囲内であったとしても、適正な競争によって定められるべき価格よりも高額な落札価格であれば、競争入札に

よる価格としては合理的ではないというべきであるから、上記主張は採用できない。

本件工事では、上記1で認定したとおり、本件工事2、5、6、8ないし1・1においては価格の下落を防止するために談合が行われたもので、落札率もいずれも96パーセント以上であり、落札価格が予定価格に近似しているということができるところ、三菱重工業、日本橋梁及びJFEエンジニアリングは、本件工事2及び8について、損害の発生を否認するから、以下、両工事において上記特段の事情が認められるか否かを検討する。なお、その余の工事については、上記特段の事情について主張及び立証がない。

ア 本件工事2について

(ア) 三菱重工業及び日本橋梁は、本件工事2の予定価格について、算定の前提事実によくの誤りがあり、過少に算定されたと主張する。

しかし、この事実を認めるに足りる的確な証拠はないから、上記の主張を採用することはできない。

(イ) 三菱重工業及び日本橋梁は、本件工事2の入札に当たって両社の共同企業体が見積もったコストは同工事の予定価格以上であり、同工事の落札価格は事前の見積額を大幅に下回る非常に競争力のある金額であったと主張し、この主張に沿う入札時の決裁資料（戊4）を提出する。

しかし、戊4は三菱重工業自身の作成した資料にすぎず、実際に入札前に作成されたものであるかを検証することは困難である。また、一般に、談合を行う場合には適正なコストを基にした見積りと談合により決定した入札価格に合わせるために作成する見積りの2種類を作成することがあると考えられるところ、戊4が前者の見積りを記載したものであると断定することはできないのであって、上記主張にかかる事実を認めるに足りる十分な証拠はないといわざるを得ないから、上記主張を採用することはできない。

イ 本件工事 8 について

J F E エンジニアリングは、本件工事 8 の入札時に国内で 4 社しか保有していなかった、同工事に必要な規模の手延べ機を保有していたこと、また本件工事 8 の特殊な工法について数多くの実績があることから、コスト競争的に他社より有利であったと主張する。

しかし、本件工事 8 の入札参加者 8 者（いずれも共同事業体。甲 1 7）の中では、川田工業と松尾橋梁が（関連会社を含めて）J F E エンジニアリングの保有するものと同等以上の手延べ機を保有していたことが認められる（丙 1 3）のであるから、談合が行われなければ、少なくとも J F E エンジニアリングを含めた 3 社の所属する共同企業体の間において価格競争が成立し得たというべきである。

これに対して、J F E エンジニアリングは、施工実績を強調するが、本件工事 8 の入札に参加した企業は、J F E エンジニアリングの主張によればすべて K 会及び A 会の会員であって、規模の比較的大きな企業であるから、小規模の企業が参加する場合のような激しい価格競争は成立しにくいとも考え得るものの、J F E エンジニアリングのみが圧倒的に有利であるとは考え難いのであって、同社の落札価格よりも低い入札価格が想定し難いような事情があるとは認められない。

ウ 以上より、本件工事 2 及び 8 についても、上記特段の事情は認められないから、本件工事 2、5、6、8 ないし 1 1 のいずれの工事についても、談合により山形県に損害が発生したことが認められる。

(2) 損害額について

ア 原告らの主張する損害額について

原告らは、本件各工事の落札率は談合がなければ 8 0 パーセント以下になっていたはずであり、予定価格の 8 0 パーセントと実際の落札価格との差額が損害になると主張するので、この主張について検討する。

(7) 戸田供述及び林供述

a 株式会社東京鐵骨橋梁における主担当者を務めていた戸田捷三は、平成17年6月5日、独占禁止法違反被告事件につき、検察官に対し、以下の供述をした（甲9、以下「戸田供述」という。）。

「私は、仮にすべての入札参加者が独自札を入れ合い、叩き合いになったとしたら、予定価格の8割くらいが落札金額の相場となり、当社もそのくらいの金額で入札に臨まなければならないだろうと考えていました。」

高田機工におけるA会の主担当者であった林信行は、平成17年6月13日、独占禁止法違反被告事件につき、検察官に対し、以下の供述をした（甲12。以下「林供述」という。）。

「仮に受注調整を全く行わずに入札するとすれば、私であれば、だいたい入札予定価格の85パーセント前後に入札価格を決めます。その程度に入札価格を設定すれば、会社としては十分に利益が出るからです。最低制限価格が設定されている場合には、入札予定価格の80パーセントを切ると落札することができなくなってしまうので、それ以下に下げることにはできません。最低価格が設定されていない場合に、その工事を本気で受注したいと考えたなら、入札予定価格の80パーセント未満の価格で入札することも、当社では十分にありえます。ただ、当社が、継続的に自由競争の下で工事を受注するのであれば、入札予定価格の80ないし85パーセント程度に入札価格を設定するのが適当だと思います。」

b しかし、本来、競争入札における入札価格は、当該工事の規模、難易度、当該工法に関する自社の経験及び工場と現場の所在地との距離等によって自社のコストが影響され、また入札参加者の顔ぶれによって予想される他社の入札金額も異なるのであって、そのような事情を

基に、自社がどの程度当該工事を受注したいかを踏まえて、どの程度の利益を乗せるかを決定した上で入札金額を決定するというプロセスを入札に参加する各社が行うことによって適正な価格が形成されるのであるから、どの工事でも一律に一定以下の落札率になるということは些か不自然である。

そして、戸田供述も林供述も、個別事情を前提としない一般論にすぎないと考えられるから、個々の工事の入札において自由競争が行われた場合の落札価格をこれらの供述のみから直接認定することはできない。

(4) 他の自由競争が行われていたと考えられる入札について

山形県が発注した工事の内、平成19年3月以降に入札がされた工事は、少なくともK会及びA会による談合が行われなくなった後に入札が行われたものと考えられるが、これらの工事の落札率は、別紙3平成19年3月以降の工事一覧表記載のとおり78.11パーセントから96.90パーセント、その平均は87.12パーセントであり、すべてが80パーセント以下にはなっていない。

なお、原告らは、別紙1工事一覧表訂正表記載の4番、9番及び10番の各工事について、自由競争が働いており落札率がいずれも80パーセント以下であると主張するが、同4番及び9番の工事については、矢田工業が参加した入札においてK会又はA会の会員が落札した事案であり、K会及びA会は、矢田工業を業界から排除するために採算を無視してでも低い金額で入札することを合意していた（前記1(1)ア(7))のであるから、これらの工事の落札価格は、適正な自由競争に基づき決定されるべき価格より低い可能性があり、損害額の算定の基準とはならない。また、同10番の工事については、自由競争による価格決定が行われたことは窺われるものの、単にこの1件の落札率が80パーセント以下で

あったからといって、すべての工事について、想定される落札率が予定価格の80パーセント以下であったと認めることはできない。

(ウ) 公正取引委員会の推計について

原告らは、公正取引委員会が不当利得を実証的に推計したとする見解を参考とすべきと主張するが、本件全証拠を総合しても、発表された見解の詳細は不明であり、当該見解の正確さを検証する手段がないから、この見解を重要視することはできない。

(エ) 損害賠償の予定について

原告らは、山形県の発注する建設工事の約款に記載されている損害賠償の予定を参考にすべきと主張するが、損害賠償額の予定は、必ずしも実際の損害額を反映したものではなく、場合によっては違約罰として機能するのであるから、これを基に実際の損害額を推定することはできない。

(オ) 以上のとおり、想定落札率を80パーセントとする損害額の主張及びその根拠は、いずれも採用し得ないものである。そして、本件全証拠を総合しても、他に本件各工事における談合によって山形県が被った損害額を直接認定するに足りる証拠はない。

イ 民事訴訟法248条による損害額の認定

(ア) 本件各工事における談合によって山形県に生じた損害額は、仮に談合がなく、入札参加者間での健全な競争によって落札業者が決定されたと仮定した場合に形成されたとであろう想定落札価格に基づく契約金額と、本件各工事における実際の契約金額との差額とするのが相当である。

しかし、上記想定落札価格は実際には存在しない価格であるのみならず、入札による落札価格の形成プロセスは複雑であるから、そのような想定落札価格を算定して差額を確定することは困難であるといわざるを得ない。

(イ) したがって、本県において山形県に生じた損害額については、民事訴訟法248条に基づき、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定すべきである。

本件では、前記前提事実において認定した本件各工事の規模、予定価格、入札に参加した企業の数、前記1において認定した本件工事2、5、6、8ないし1.1の談合の態様、また前記前提事実において認定した、これらの工事の落札率（平均96.45パーセント）及び平成19年3月以降に入札をした橋梁工事の落札率（平均87.12パーセント）などに照らすと、山形県が本件各工事にかかる談合によって被った損害は、少なくとも各工事について山形県が支払った工事代金額（消費税相当額を含む。）の5パーセント（1000円未満切り捨て）に相当する金額と考えるのが相当である（消費税相当額については、JFEエンジニアリングが主張するように、相手方らの利得とはなっていないと考えられるが、山形県が支払った金額に含まれるのであるから、山形県が被った損害の推定に当たっては、当然考慮されるべきである。）。

なお、被告補助参加人らは、原告が民事訴訟法248条による損害額の評価の基礎となる事情を何ら主張立証していないと主張するが、本件においては、上記の事情が主張立証されていたのであり、民事訴訟法248条の適用が許されないとはいえない。

ウ 以上より、相手方らは、山形県に対し、次のとおり支払義務（複数の支払義務者がある場合、それぞれの工事につき不真正連帯）があるというべきである。なお、遅延損害金の起算日は、不法行為の日（損害発生日）である代金支払完了日の翌日である。

(7) 本件工事2につき、三菱重工業及び日本橋梁は、2851万1000円及びこれに対する平成17年5月17日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

- (イ) 本件工事5につき、片山ストラテックは、1160万6000円及びこれに対する平成17年9月6日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
- (ロ) 本件工事6につき、東網橋梁は、565万4000円及びこれに対する平成17年8月20日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
- (ハ) 本件工事8につき、JFEエンジニアリング、トピー工業及び住友重機械工業は、8098万7000円及びこれに対する平成19年3月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
- (ニ) 本件工事9につき、宮地鐵工所、IHI及び佐藤鉄工は、5187万2000円及びこれに対する平成18年12月19日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
- (ホ) 本件工事10につき、横河ブリッジホールディングス、松尾橋梁及び三井造船は、3566万4000円及びこれに対する平成18年5月17日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
- (ヘ) 本件工事11につき、新日本製鐵及び住友金属工業は、1805万7000円及びこれに対する平成18年5月17日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

3 請求権の行使を怠っているとして提起された地方自治法242条の2第1項3号及び同条項4号の住民訴訟においては、当該訴訟の口頭弁論終結時において当該請求権があると客観的に判断される以上、被告である普通地方公共団体の長等がこれを行っていないことは、その行使しないことの合理性を肯定するに足りる特段の事情がない限り、違法であると評価すべきである。

そして、上記1及び2で認定したところによれば、本件工事2、5、6、8ないし11について談合が行われ、山形県に損害が生じているのであって、山形県は上記工事を落札した相手方らに対して民法709条、719条に基づく

損害賠償請求権を有していることになる一方、山形県知事である被告はこれを行使しておらず、また、本件において、この損害賠償請求権を行使しないことの合理性を肯定するに足りる特段の事情は見当たらない。

したがって、被告が上記2(2)ウの各支払義務についてその履行請求権を行使していないことは違法であり、原告らの本訴請求は、上記金額の限度において請求権の行使を怠ることの違法確認（原告らの求める元本の範囲に限る。）及びその行使（遅延損害金を含む。）を命じる部分については理由があるからこれを認容し、その余の部分については理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、64条本文を適用して、主文のとおり判決する。

山形地方裁判所民事部

裁判官 鈴木 和典

裁判官 西田 祥平

裁判長裁判官片瀬敏寿は、退官のため署名できない。

裁判官 鈴木 和典

(価格単位:1000円)

番号	入札年月日	工事名	場所	予定価格	落札価格	落札率	落札企業	監査請求の工事	入札のみのみ	入札参加企業	備考
1	平成15年4月10日	主要地方道上山七ヶ登線須川下流橋梁架設工事(上部工)	上山市榎下	121,000	115,900	95.79%	東北電機建設	○		藤河、栗本橋工所、巴コーポレーション、住金、トピー、コマヤマ、宇部興産、JFEエンジニアリング	中津原等、飯田鉄工、名日本機械、東北製鋼、東北機械製作所、東開工業、協三工業、東北電機建設、東和製作所
2	平成15年5月22日	湯殿河川改修工事(人道橋架設)	山形市前明石	72,052	70,000	97.15%	岩谷建設			山形建設、岩谷建設、丸吉、東海林建設、羽田建設、森昌建設、小松建設、小笠原建設、川口建設、三和、丹川建設	
3	平成15年6月27日	主要地方道山形羽入橋渡江2号橋架設(桁製作・架設)工事	山形市灰塚	407,080	387,000	95.07%	栗本橋工所	○		三菱重工、石橋、駒井鉄工、高田機工、トピー工業、日本製鋼、片山ストラテック、日本車輦、栗本機工、日本橋梁、コマヤマ、東日本鉄工、コマヤマ、石橋、川田工業、日立造船、三井造船、松尾橋梁、トピー工業、東和製作所	西田鉄工、矢田工業、北日本機械、東開工業、東北電機建設、うち、西田鉄工は親効
4	平成15年6月28日	紅はなの丘地区広域河原岡地蔵道整備事業第8区工事	山形市沢	113,859	85,400	74.98%	宇部興産機			三菱重工、JFEエンジニアリング、川田工業、日立造船、三井造船、松尾橋梁、トピー工業、東和製作所	公正入札調査で落札決定。無効は入札代理人印と委任状受任印が不一致
5	平成15年8月1日	一般国道347号2ヶ滝滝橋架設工事(架設工)	村山市長島	536,947	518,000	96.47%	三菱・日機特定建設工事共同企業体	○		住重、コマヤマ、三菱、日機、宮地、三井、松尾、日本製鋼、駒井、トピー、石部、宇部、片山ストラテック、東和製作所、川田、住金、藤河、川重	
6	平成15年9月9日	主要地方道新庄戸沢線古口大橋自歩道橋架設工事(桁輸送、架設工)	戸沢村古口	133,590	128,000	94.32%	東日本鉄工			三菱重工、JFEエンジニアリング、川田工業、日立造船、三井造船、松尾橋梁、トピー工業、東和製作所	東日本鉄工
7	平成15年9月30日	村山北部地区津野線水車線(一般、県営)第2区工事	尾花沢市鶴子	15,155	14,300	94.38%	興和製作所			西田鉄工、矢田工業、飯田鉄工、東開工業、東北電機建設、興和製作所	
8	平成15年10月17日	森林道路本郷松沢線橋梁上部製作架設工事	磐前村本郷	40,060	32,048	80.00%	協三工業			矢田工業、飯田鉄工、東開工業、協三工業、東北電機建設、興和製作所	
9	平成15年10月30日	一般国道長岡中山線落合橋架設(上部工)工事	天童市寺津	118,131	69,800	59.09%	日本車輦製			JFEエンジニアリング、新日鐵、駒井鉄工、高田機工、トピー工業、巴コーポレーション、片山ストラテック、三井造船、日本車輦、住重、コマヤマ工業、住金、東和製作所	二位矢田工業89.73%
10	平成15年11月28日	大江北部2村地区通称基礎橋架設第1区工事	大江町月布	303,370	227,500	74.99%	矢田工業			石橋、藤河、川重、川田工業、高田機工、コマヤマ工業	調整基準面橋未済、公正入札調査委員会決定に基き落札決定
11	平成15年12月25日	主要地方道新庄戸沢線古口大橋自歩道橋架設工事(上部工第2区)	戸沢村古口	40,580	39,200	96.56%	東北電機建設			川田工業、高田機工、トピー工業、ハルテック、住金	
12	平成16年2月11日	一般国道米沢淺川高島線砂川自歩道橋架設工事(上部工)	高島町入生田	30,600	29,000	94.77%	ヤマザキ建設			高田機工、トピー工業、東和製作所	金子建設工業、豊陽建設、ヤマザキ建設、東北電機建設、興和製作所
13	平成16年5月21日	森林道路本郷松沢線3号橋梁上部製作架設工事(閉路)	朝日村本郷	13,366	12,700	95.02%	協三工業			高田機工、トピー工業、東和製作所	矢田工業、古河機械金属、協三工業、東開工業、東北電機建設、飯田鉄工、東和製作所
14	平成16年5月28日	一般国道458号大蔵橋架設工事(桁製作・架設工)	大蔵村合海	822,088	795,000	96.70%	高田機特定建設工事共同企業体	○		トピー川鉄、片山、日橋、宮地、日機、住重、佐藤、高田、駒井、川田、藤上、川重、三井、JFE、東日本、石橋、宇部、藤河、東和	
15	平成16年6月1日	主要地方道尾花沢最上橋架設(桁製作架設工)	尾花沢市柳切	186,466	174,000	93.31%	巴コーポレーション	○		石橋、JFE、日立造船、宮地、トピー、巴、片山、三井、住重、宇部、佐藤、コマヤマ、東和製作所	西田鉄工、東開、東北機械製作

工事一覧表訂正表

番号	入札年月日	工事名	場所	予定価格	落札価格	落札率	落札企業	監査請求の工事	入札のみのKA	入札参加企業	備考			
16	平成16年6月3日	町道飯盛川西線飯盛 橋橋梁修繕(橋梁上部 工)工事(限代行)	飯盛町添 川	226,617	220,000	97.08%	片山・東北電 機特定建設 工事共同企 業体	○	△	東北・東郷・高田・宇部・川田・東田 本・日立・片山・日橋・宮地トビー・ 東骨・橋河・日塔・JFE・サクラダ・石 橋・三井・駒井・川鉄・三菱・瀬上・ 日車・佐藤・川登・巴	北日本、東北電機、東関、東北トック	北日本は日立と、東北 電機は片山と、東関は 日橋と、東北トックは東 骨とのジョイント		
17	平成16年7月15日	主要地方道長井飯盛 線中欄橋梁工(新 製)架設	飯盛町小 白川	714,700	110,000	95.9%	東郷橋梁	○		川田工業、日立建設、松尾橋梁、ト ビー工業、日本鉄塔工業、三井造 船、住友重機工業、宇部興産機 械、佐藤鉄工、日本橋梁、コシヤマ工 業、橋梁製作所、東郷橋梁	飯田鉄工、東関工業、東北橋梁製作 所、山形県建設検査JV、橋三工業			
18	平成16年7月29日	長幹河川改修事業中 野溪川芝山橋梁工 事(新製)架設	平田町中 野溪	113,000	108,200	95.76%	東北電機鉄 工			川重、宮地、川鉄、巴、日車、三井、 栗本、住金、サクラダ、コシヤマ、東 日本	東関工業、東北橋梁製作所、橋三工 業、東北電機鉄工、東郷製作所			
19	平成16年8月6日	主要地方道玉川沼沢 線市野沢橋梁管工事 (上部工)	小国町百 子沢	119,500	113,500	94.98%	日本鉄塔工業	○		東関				
20	平成16年8月10日	一般国道112号出羽 大橋架設工事(最上川 部)架設工(第1 工区)	酒田市高 岡台～堤 町	1,636,550	1,548,000	97.03%	JFE・トビー 住友特定建 設工事共同 企業体	○	○	新日鐵・日塔・宇部、石橋・宮地・佐 藤・橋河・松尾・三井、JFE・トビー・ 住友、高田・駒井・サクラダ、東骨・ 川重、片山、川田・日車、栗本、瀬上・ 日橋、東日本				
21	平成16年8月10日	一般国道112号出羽 大橋架設工事(最上川 部)架設工(第2工区)	同上	1,089,490	1,026,000	95.93%	石橋・宮地・ 佐藤特定建 設工事共同 企業体	○	○	新日鐵・日塔・宇部、石橋・宮地・佐 藤・橋河・松尾・三井、JFE・トビー・ 住友、高田・駒井・サクラダ、東骨・ 川重、片山、川田・日車、栗本、瀬上・ 日橋、東日本				
22	平成16年8月10日	一般国道久保根橋大 橋架設工事(橋梁製作架 設工)	長井市日 出町～堤 町	728,980	702,000	96.30%	柳河・松尾・ 三井特定建 設工事共同 企業体	○	△	石橋・宮地・佐藤、高田・駒井、川田・ 日車・栗本、JFE・トビー・住友、柳 河・松尾・三井、東骨・川重、片山、瀬 上・サクラダ、日立・川鉄・住友、新 日鐵・日塔	東郷	東郷は瀬上・サクラダと のジョイント		
23	平成16年9月14日	一般国道112号出羽 大橋架設工事(京田川 部)架設工(第1工区)	酒田市高 岡台～堤 町	372,310	359,000	96.43%	新日鐵・住金 特定建設工 事共同企業 体	○	△	日立・日橋、宮地・サクラダ、川重・ 瀬上、新日鐵・住金、川田・栗本、駒 井、JFE・トビー・東骨・住友、高田、 石橋・佐藤、橋河・松尾	東北電機、東関	東北電機は駒井と、東 関は高田とのジョイント		
24	平成16年11月2日	一般国道踏切上線 荒式2号橋梁架設(新製 架設)工事	朝日村荒 沢	92,400	88,500	95.78%	山形原橋梁 特定建設共 同企業体			西田鉄工、東関工業、東北橋梁製作 所、橋三工業、山形県建設検査共同 企業体、飯田鉄工				
25	平成16年11月17日	酒田港改修事業西埠 頭地区大浜橋梁(上部 工)架設工事	酒田市大 浜	82,780	79,000	95.45%	橋河工業			日立、東骨、トビー、日車、宇部、コシ ヤマ	橋河工業、ショーボンド建設、宮地建設 工業、インズミック、橋梁メンテナンス、橋 三工業			
								(1)合計	7,510,711	7,090,048	94.4%	監査件数	11	
								(2)	請求対象 工事	6,220,728	5,982,500	96.33%		
								(3)	入札のみKA 会のみKA KAとのジョ イントを含む (1)に対する (2)の割合 (1)に対する (3)の割合	5,392,982	5,208,000	96.57%		
								(1)に対する	82.8%	84.5%				
								(2)の割合	71.8%	73.5%				

※ 表中、二重線部分は削除した部分、下線部分は訂正又は追加した部分を示す

(別紙2)代金支払一覧表

番号	工事名	相手方	最終代金額	支払完了日
1	主要地方道山形羽入線渋江2号橋架設(桁製作・架設)工事	栗本鐵工所	388,759,350	H16.5.7
2	一般国道347号三ヶ瀬橋架替工事	三菱重工業 日本橋梁	570,220,350	H17.5.16
3	一般国道458号大蔵橋架替工事	高田機工 駒井鉄工	831,180,000	H18.5.15
4	主要地方道尾花沢最上線押切橋架替工事	巴コーポレーション	180,234,600	H17.5.6
5	町道飯豊川西線飯豊橋橋梁整備(橋梁上部工)工事(県代行)	片山ストラテック ほか1社	232,123,500	H17.9.5
6	主要地方道長井飯豊線中郷橋架設工事(桁製作・架設)	東綱橋梁	113,087,100	H17.8.19
7	主要地方道玉川沼澤線市野沢橋架替工事(上部工)	JST	119,175,000	H17.11.7
8	一般国道112号出羽大橋架設工事(最上川部桁製作架設工第1工区)	JFEエンジニアリング トピー工業 住友重機械工業	1,619,748,900	H19.3.9
9	一般国道112号出羽大橋架設工事(最上川部桁製作工第2工区)	宮地鐵工所 IH1 佐藤鉄工	1,037,448,300	H18.12.18
10	一般県道久保桜線大橋架替工事(桁製作架設工)	横河ブリッジホールディングス 松尾橋梁 三井造船	713,283,900	H18.5.16
11	一般国道112号出羽大橋架設工事(京田川部桁製作架設工)	新日本製鐵 住友金属工業	361,140,150	H18.5.16

(別紙3)

平成19年3月以降の工事一覧表

No.	工事名	入札日	予定価格 (千円)	落札価格 (千円)	落札率
1	平成18年度森林基幹道本郷松沢線橋梁上部工工事	平成19年 3月16日	18,000	14,850	82.50%
2	平成19年度災害に強いみちづくり事業(交付金・改築)主要地方道山形南陽線3号橋(穴戸橋)上部工工事	平成19年 6月1日	88,980	69,500	78.11%
3	平成19年度災害に強いみちづくり事業(橋梁補修・一般)一般国道345号最上川橋応急補強工事	平成19年 7月25日	4,747	4,600	96.90%
4	平成19年度稲生地区農業水利施設緊急更新整備事業第1工区工事	平成19年 8月24日	10,400	10,000	96.15%
5	平成19年度(県債)地域力・基盤力向上道路整備事業一般県道五味沢小国線沖庭橋架替工事(桁製作・架設)	平成19年 9月7日	161,550	129,240	80.00%
6	平成19年度(県債)地域力・基盤力向上道路整備事業主要地方道真室川鮭川線八敷代橋(桁製作架設)工事	平成20年 2月28日	424,790	378,000	88.99%
7	平成20年度最上川未普及解消下水道事業(村山処理区)尾花沢大石田幹線富並川水管橋上部工工事	平成20年 7月22日	64,007	56,300	87.96%
8	平成20年度(県債)地域力・基盤力向上道路整備事業主要地方道新庄舟形線鶴巻橋上部工(桁製作架設)工事	平成20年 8月22日	99,630	85,995	86.31%
				平均落札率	87.12%

これは正本である。

平成27年3月10日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官

佐藤礼子

